

郡山市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月15日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第28号

郡山市印鑑条例の一部を改正する条例

郡山市印鑑条例（平成8年郡山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者であり、かつ利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項の利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されている個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、<u>特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）</u>を利用するものは、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により、印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。</p>	<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者であり、かつ利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項の利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されている個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を利用するものは、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により、印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。